

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件		
1	<p>第1条第55号イにより、「原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等(再証券化証券等を除く。)である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの」は再証券化取引から除かれているが、外部にリスクをヘッジする等の目的で、単一の証券化取引に係る優先社債(再証券化証券等ではない)に係る信用リスクを信託やSPCを通じて更に優先・劣後にトランシングする場合、原資産に変更はなく単に信用補完の水準が変更されたに過ぎず、リスク特性が実質的に変更されていないため、再証券化取引に該当しないという理解で良いか。また、保証やクレジット・デリバティブの形態にて保有する同様の信用リスクの再トランシングも、上記と同様の目的であれば再証券化取引に該当しないという理解で良いか。</p>	<p>個別事情にもよりますが、基本的には貴見のとおりであり、リスク特性が実質的に変更されていない事例は再証券化取引には該当致しません。なお、この点については川下告示(特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件)第1条第58号イについても同様です。</p>
2	<p>第1条第67号の「第3章」は、「川上連結告示第3章」ではないか。</p>	<p>公表した告示においては、当該部分を削除しており、御指摘の点は解消されております。</p>
3	<p>第1条第74号において1-4等、並びに第14条の2において6-1等、銀行格付告示の信用リスク区分を単体告示に用いているため、平成23年2月25日 金融庁告示第13号の改訂が必要ではないか。例えば、平成23年2月25日 金融庁告示第13号の第2条について、「単体告示第1条第67号の規定に基づき、適合格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、銀行格付告示第3条各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。」などの規定を整備してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
4	<p>第1条第74号ホの「イに掲げる債券」は、「二に掲げる債券」ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
5	第5条第4項の表で、「現行」及び「改正案」ともに「区分」欄において「指定国の代表的な株式指数」と記載されているが、正しくは「指定国の代表的な株価指数」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
6	第5条第4項の表の「区分」欄の改正との平仄を踏まえ、同第5項の表の区分のうち、「指定国の株券等」(12%)は削除してよいのではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
7	第6条第7項第1号及び第2号の「ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合」における「常に」、同項第3号の「ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合」における「通常」の判断基準はあるか。	各号において示されている内容を踏まえて、個別具体的に判断して頂くものと考えます。
8	第6条第7項第1号における「おおむね同じ程度」の判断基準はあるか。また、その増加額と減少額が一定の期間においておおむね同じ程度である証憑等を作成し、保存することは必要か。	「おおむね同じ程度」については、個別具体的に判断されるものと考えます。また、証憑等の作成は告示上は求められていませんが、各金融機関において適切な適用がされるよう、社内規定を整備し、適切に運用されるよう確保する等の対応が必要と考えます。
9	第6条第7項第2号の規定の適用を受ける場合、クレジット・デリバティブの個別リスクを算出する必要があるが、内部管理モデル方式によらない場合の当該個別リスクは、クレジット・デリバティブの参照債務の時価額に第6条第6項の表に定める区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額としてよいか。 また、クレジット・デフォルト・スワップについて、内部管理モデル方式によらない場合は、どのように一般市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を算出すればよいか。	ご指摘のとおり、クレジット・デリバティブについての個別リスク相当額は第6条第6項に基づき計算することができます。また、クレジット・デフォルト・スワップの一般市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、従前と同様に、必要に応じて適切なポジションを認識して計算することとします。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
10	第6条第7項第3号「自己資本賦課の対象とする」又は同項第4号「自己資本賦課を行う」とは、どのように個別リスク相当額を算出するのか。	両条項が個別リスク相当額の算出について規定している内容は、第6条第7項第4号で定めるロング・ポジションとショート・ポジションの双方の個別リスク相当額の計算結果が自己資本規制比率に影響を与えることを基本とした上で、第6条第7項第3号では第6条第7項第4号とは異なる取り扱いを一定の条件の下で許容する、というものとなっております。
11	第6条第8項、第14条の4第1項第1号、第14条の6及び第14条の7における「個別リスクの額」は「個別リスク相当額」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
12	第19条で川上連結告示の準用を規定しているが、当該規定により、金融商品取引業者（全般）に川上連結告示が（一般的に）適用されると誤解されないか。例えば、各条文ごとに川上連結告示の準用が必要であるならば、各条文に根拠となる川上連結告示を盛り込んだ記述にしたほうが分かり易いのではないか。また、第19条第2項では、川上連結告示の第6章第3節中の第260条と第261条の記載が漏れていないか。	告示案第19条は、告示案第19条で列挙した川上連結告示の条文を、金融商品取引業者に一般的に準用するという意図ではなく、あくまでも告示案第19条までの条文で、川上連結告示の条項について触れている場合に限定して準用する趣旨であります。また、第19条第2項については、御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
13	附則第1条については、公布の日から適用する条項に、第15条第3項第3号の表を追加すべきではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
14	第14条の2に規定される証券化証券等についても、金利リスク相当額は第6条第3項及び同条第4項に従って算出する必要があるか。 また、証券化証券等に対してクレジット・デリバティブを提供している場合も同様に算出する必要があるか。更に証券化証券等に対して保証を提供している場合も同様に算出する必要があるか。	証券化証券等についても第6条第3項及び同条第4項に従って一般市場リスク相当額の算出が必要となります。また、証券化証券等に対して保証又はクレジット・デリバティブのプロテクションを提供している場合については、参照債務・被保証債務としての証券化証券等を保有している場合と同様の方法により一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の算出が必要であり、この点を明確化するため、第14条の5を修正しております。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
15	<p>自己資本控除とされた額については取引先リスク相当額の算出対象外とされてきたが、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブについて、第14条の5及び第14条の2第3項の規定により自己資本控除とされることとなった場合についても、当該保証又はクレジット・デリバティブに係る取引先リスク相当額は算出されないという理解で良いか。</p>	<p>証券化証券等にクレジット・デリバティブを提供している場合や保証を提供している場合で、第14条の2第3項により自己資本控除とされた場合、取引先リスク相当額の算出は不要と考えられます。この点を明確化するために、第15条第1項本文に但し書きを追加しております。</p>
16	<p>第14条の2の規定に基づき、自己資本控除とされた場合には、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブの取引先リスク相当額の算出は不要である旨、例えば、第15条中の注書きなどに規定を追加してはどうか。</p>	<p>上記のとおり、証券化証券等にクレジット・デリバティブを提供している場合や保証を提供している場合で、第14条の2第3項により自己資本控除とされた場合、取引先リスク相当額の算出は不要と考えられます。この点を明確化するために、第15条第1項本文に但し書きを追加しております。</p>
17	<p>第14条の5は不要ではないか。「証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブ」が第14条の2の対象となることを明確化するのであれば、例えば、第14条の4第1項第4号にこれらが含まれる旨を追加してはどうか。 例) (保証、クレジット・デリバティブ、又はその他信用補完等を含む。) 理由は、次の通りである。 ・ 保証又はクレジット・デリバティブはオフ・バランス取引に含まれると理解しているため、2つの条文があると分かりづらい。 ・ クレジット・デリバティブを購入している場合にも、個別リスク相当額の計算の対象にすべきと思われる。</p>	<p>第14条の5は、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合等の一般的な取扱いを示すものです。条文の重複を避けるために、第14条の4第1項第4号では「(保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。)」点を明記するように修正しております。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
18	<p>証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブ(以下、プロテクションという。)を提供している場合、当該プロテクションの全部又は一部に関して同様なプロテクションを第三者から購入しヘッジした場合には、個別リスク相当額の算出上、当該ヘッジ部分をネットして算出するという理解で良いか。</p> <p>その場合、元のプロテクションが保証、クレジット・デリバティブの何れかである場合、ネット後のそれぞれの保証額、クレジット・デリバティブの時価に対して証券化証券等の格付に応じたリスク・ウェイトを乗じて個別リスク相当額を算出することで良いか。</p>	<p>証券化証券等に対してクレジット・デリバティブを提供している場合は、第14条の2第8項に従い第6条第7項が適用されるため、個別リスク相当額の算出にあたっての相殺は第6条第7項の下で認められる範囲で許容されます。一方、証券化証券等に対して保証を提供している場合は、第6条第7項の適用が認められないため、個別リスク相当額の算出にあたっての相殺は認められません。</p>
19	<p>証券化証券等に対する保証を提供している場合、保証対象である証券化証券等のトランシェごとの格付に応じたリスク・ウェイトを保証額に乗じた額を個別リスク相当額とする一方で、第15条第1項第3号の表及び第3項第3号の表において被保証債務先である証券化証券等の格付に応じたリスク・ウェイトを保証額に乗じた額を取引先リスク相当額とすると、算出するリスク相当額が重複すると考えられることから、当該保証債務に係る取引先リスク相当額は算出されないという理解で良いか。</p>	<p>第14条の5の規定で規定しているとおり、証券化証券等に対する保証及びクレジット・デリバティブのプロテクションの提供については、個別リスク相当額を算出することが必要です。</p> <p>また、保証及びクレジット・デリバティブのプロテクションを提供している場合の取引先リスク相当額については、当該保証又はクレジット・デリバティブの契約上で取引先への与信ポジションが発生している場合に限り、この与信ポジション額に取引先のリスク・ウェイトを乗じて取引先リスク相当額を計算することとなります。例えば、提供しているプロテクションに係る保証料等を未だ受領していない場合、この未受領額について取引先のリスク・ウェイトを乗ずることで取引先リスク相当額を計算することとなります。こうした点を明確化するため、単体告示第14条の5及び川下告示第18条の5について、それぞれ第2項を追加致しました。</p>
20	<p>第15条で、取引先リスク相当額を算出する際のアドオンについて、クレジットデリバティブ取引のアドオン算出に係る掛目を新設すべきかと思います。</p>	<p>クレジット・デリバティブについての取引先リスク相当額については、従前と同様に、必要に応じて適切なポジションを認識して計算することとなります。この点については今回の告示改正で取り扱いから変更がないことから、告示規定の変更も必要ないものと考えております。</p>
21	<p>第1条第4号リで、金融機関等の定義に国際機関が含まれ、アジア開発銀行等の例示が加わっている。川上連結告ではこれらは第1条36号トにおいて「ソブリン向けエクスポージャー」に分類されている。市場リスク、取引先リスク共に連結と単体で取り扱いが異なるので、新たに第70号を設けて国際機関の定義を独立させてはどうか。その上で、第41号の政府債の発行者に国際機関を加えてはどうか。</p>	<p>当庁としては、金融商品取引業者に対する現行の単体・川下規制を大きく変更する意図はないことから、既にお示した告示の内容を採用するべきものと考えています。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
22	第1条第60号で、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの定義として、「信用リスク削減効果を提供し」とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク」は算出しないので、「個別リスク削減効果を提供し」としてはどうか。	既にお示した案に問題はないと考えております。
23	第1条第61号で、特定順位型クレジット・デリバティブの定義として、「信用リスク削減効果を提供し」とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク」は算出しないので、「個別リスク削減効果を提供し」としてはどうか。	既にお示した案に問題はないと考えております。
24	第1条第64号ロで、証券化目的導管体の定義として「信用リスクから隔離されていること」とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク」は算出しないので、「取引先リスクから隔離されていること」としてはどうか。	既にお示した案に問題はないと考えております。
25	第1条第67号で、信用リスク区分について「第3章において定める区分」とあるが、証券化商品のみで用いるものであり、他の債券等では用いないので、範囲を狭めたほうが分かり易いのではないか。例えば「第3章第4節において定める区分」としてはどうか。	公表した告示においては、当該部分を削除しており、御指摘の点は解消されております。
26	第3条で市場リスク相当額の合計額について規定があるが、川上連結告示第249条第1項に当たる条文がない。川上連結告示と平仄を合わせて第1項を下記のように追加してはどうか。 1市場リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク(第14条の8の規定に基づき、個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いる場合に限る。)に係る市場リスク相当額の合計額をいう。	既にお示した案に問題はないと考えております。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
27	<p>第4条第6項第1号で、簡便法によってオプションの市場リスクを算出する際、証券化証券等が原資産である場合を括弧書きで記載されているが、第14条の2第1項で「第4条第2項…の規定にかかわらず…証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には」と簡便法のみならず、デルタ・プラス法にも取って代わる記載されている。第4条第6項第1号で証券化証券等が原資産である場合を括弧書きで記載しなくても、第14条の2第1項で第4条第2項に言及しているのでは足りないのではないか。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>
28	<p>第13条に規定する一般市場リスクにかかる内部管理モデルの承認基準について、今回の改正案では、従来の承認基準とは異なる点があるが、既に内部管理モデルの承認を得ている金融商品取引業者は再申請する必要があるか。既に承認を得ている金融商品取引業者は、改正後の告示においても承認を得ているものとみなして頂きたい。</p>	<p>既に内部管理モデルの承認を得ている金融商品取引業者についても、改正された告示上の新たな承認要件を満たしている点を当局に対して改訂後の告示の適用を受ける前に示して頂く必要があります。</p>
29	<p>第13条の2第2項では、「有価証券等にかかる個別リスクを…計測する場合には、当該有価証券等に係る追加リスクを…計測し、…加えなければならない。」と規定されているが、本年5月27日に示された川上連結告示第253条第2項においては「債券等にかかる個別リスクを…計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを…計測し、…加えなければならない。」となっている。川上連結告示と同じ「債券等」を追加的リスクの対象として頂きたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
30	<p>第14条の2では、「第4条第2項、第5条第4項、…の規定にかかわらず、…証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には」と、証券化証券等の個別リスク計算が標準的方式や内部管理モデル方式によらない旨を、条項番号を列挙して示しているが、条項番号を個別に列挙するのではなく、「前2節にかかわらず、…」と記載してはどうか。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
31	<p>第14条の2第8項で、証券化証券等の個別リスク計算における派生商品のポジション変換や相殺については、準用規定を設けている。                      ポジション相殺については、第6条第2項も準用する必要があるのではないか。                      また、相殺における第6条第1項及び第2項、同第7項の準用は、川上連結告示の記載と同様に、第14条第1項において「…、次に定めるリスク・ウェイトを第6条第1項及び第2項又は第6条第7項に定める要領に基づき証券化証券等の銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジション…」としたほうが分かり易いのではないかと。結果、第14条の2第8項は第6条第8項の準用に変更として頂きたい。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>
32	<p>第14条の3で無格付の証券化証券に係る特例が規定されているが、川上連結告示第280条第2項で認められている指定関数方式が単体の改正案には見当たらない。                      また、第14条の9第3項でCRMのフロア計算にのみ指定関数方式の利用を限定している。                      川上連結告示と同様に、最終指定親会社が内部格付手法の承認、又は追加的リスクの内部管理モデルの承認を受けている場合には、指定関数方式も認めて頂きたい。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>
33	<p>第14条の6及び第14条の7について、川上連結告示では節を分けている。同様な節建てにしたほうが分かり易い。節を分けて、第5節としてはどうか。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>
34	<p>第14条の6で「第4条第2項、第5条第4項、…の規定にかかわらず、…ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額…」と、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク計算が標準的方式や内部管理モデル方式によらない旨を、条項番号を列挙して示しているが、条項番号を個別に列挙するのではなく、節を分けた上で「前3節にかかわらず、…」と記載してはどうか。</p>	<p>既にお示した案に問題はないと考えております。</p>



コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
35	第14条の8～第14条の11について、コリレーション・トレーディングにかかる内部管理モデルを規定しているが、川上連結告示では節を分けている。同様な節建てにした方が分かり易いので、節を分けて第6節としてはどうか。	既にお示した案に問題はないと考えております。
36	第15条第3項第3号の規定で、国際機関が適格格付を付与された金融機関と同じリスク率となっている。川上連結告示では、これらは第1条第36号トにおいて「ソブリン向けエクスポージャー」に分類されている。市場リスク、取引先リスク共に連結と単体で取り扱いが異なるので、指定国と同じ区分に国際機関を入れてはどうか。	当庁としては、金融商品取引業者に対する従前の単体・川下規制を大きく変更する意図はないことから、既にお示した告示の内容を採用すべきものと考えています。
37	第15条の2第1項の規定において、期待エクスポージャー方式の適用範囲を第15条第1項から第4項までとしているが、第2項のアドオン調整や、第3項のリスク率までを含んでいる。「第15条第1項」で取引先リスクの算出範囲全てを網羅できるのではないか。	既にお示した案に問題はないと考えております。
38	第15条の2第5項第2号の規定の規定において、「実効EPE基準」となっているが、「実効EPE」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
39	第15条の4第1号の規定において、期待エクスポージャー管理部署は「信用リスク・アセットの額」算出対象の部署から独立・・・とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク・アセットの額」は算出しないので、「信用リスク・アセットの額」は「取引先リスク相当額」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
40	第15条の4第5号の規定において、取締役等が「信用リスクの管理手続に積極的に関与」とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク」は算出しないので、「取引先リスクの管理手続に積極的に関与」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
41	第15条の4第8号の規定において、「信用リスクの計測過程」とあるが、単体自己資本規制比率においては「信用リスク」は算出しないので、「取引先リスクの計測過程」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
42	第19条は、他の条文で引用される際「第19条第1項(又は第2項)において準用する」と明記されている場合のみ準用されると理解して良いか。	御理解のとおりです。
43	告示の書き方について、アルファベット等の縦書きと横書きが混在しており、読みにくくはないか。	原則として、数式を含んだ場合のアルファベット等については横書き、それ以外の場合は縦書きの取り扱いをしております。また、他の告示についても、同様の取り扱いをさせて頂いております。
44	証券会社(金融商品取引業者)の自己資本規制比率の算出にあたり、銀行とモデルが異なる証券会社に対して、バーゼル2.5を導入すること自体がそもそも疑問である。また、リスクの算出方法の根拠も不明であり、リスクウェイトも極端な傾斜が起って問題と考える。	当庁としては、07年以降の金融市場等混乱の影響を踏まえた対応を金融商品取引業者の自己資本比率の算出方法に反映させることで、健全性監督の向上という意義があると考えています。
○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件		
45	第1条第70号の「第五章」は、「川上連結告示第三章」ではないか。	公表した告示においては、当該部分を削除しており、御指摘の点は解消されております。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
46	附則 第1条については、公布の日から適用する条項に、第19条第3項第3号の表を追加すべきではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
47	第1条第76号ホの「イに掲げる債券」は、「ニに掲げる債券」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
48	第10条第8項、第18条の4第1項第1号、第18条の6及び第18条の7における「個別リスクの額」は「個別リスク相当額」ではないか。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。
49	<p>第18条の5は不要ではないか。「証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブ」が第18条の2の対象となることを明確化するのであれば、例えば、第18条の4第1項第4号にこれらが含まれる旨を追加してはどうか。</p> <p>例）（保証、クレジット・デリバティブ、又はその他信用補完等を含む。）</p> <p>理由は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証又はクレジット・デリバティブはオフ・バランス取引に含まれると理解しているため、2つの条文があると分かりづらい。</li> <li>・ クレジット・デリバティブを購入している場合にも、個別リスク相当額の計算の対象にすべきと思われる。</li> </ul>	<p>第18条の5は、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合等の一般的な取扱いを示すものです。条文の重複を避けるために、第18条の4第1項第4号では「（保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。）」点を明記するように修正しております。</p>